

中村会計だより 夏号



成年年齢の引き下げでどう変わる？

4月1日から「18歳」に

令和4年4月1日に、成年年齢がこれまでの20歳から18歳へ引き下げられました。成年年齢の見直しは約140年ぶりで、これまで成人であることを条件としてきた様々な法律行為が18歳から可能となります。税制にも多くの影響があり、特に生前贈与が絡む相続対策は2年前倒しでスタートさせることも検討したいところです。

・成年年齢の引き下げで変わるものと変わらないもの

18歳（成年）になったらできること	20歳にならないとできないこと （これまでと変わらないこと）
◎親の同意がなくても契約できる ・携帯電話の契約 ・ローンを組む ・クレジットカードをつくる ・一人暮らしの部屋を借りる など ◎10年有効のパスポートを取得する ◎税理士、公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る ◎結婚 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女ともに18歳に	◎飲酒をする ◎喫煙をする  ◎競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券を購入する ◎養子を迎える ◎大型・中型自動車運転免許の取得

税制への影響は？

税制への影響では、例えば相続税の「未成年者控除」が見直されます。財産の取得時に相続人が未成年であれば税額を控除できるというもので、これまでは満20歳になるまでの年数1年につき10万円を差し引くことができました。成年年齢が2歳引き下げられると、これまでより控除できる額が減ることになります。

贈与税では、父母や祖父母などの直系尊属から20歳以上の子や孫が贈与を受けたときには有利な特例税率を適用するルールがあります。これも成年年齢引き下げで18歳に引き下げられるため、今までより2年早く生前贈与を使った相続対策が可能となります。



また親や祖父母からの贈与について2500万円までを贈与税から控除できる「**相続時精算課税**」も、受贈者の年齢について20歳以上という要件を定めていますが、これも18歳以上に改められ、改正後は同制度を2年早く利用することができます。同様に、子や孫の結婚・出産・育児資金の一括贈与を非課税にする特例も、受贈者の年齢要件が20歳以上から18歳以上に引き下げられます。

教育資金贈与の非課税特例 終了まであと1年

「**教育資金の一括贈与の特例**」が来年3月に期限を迎えます。期限は繰り返し延長されてきましたが、令和4年度税制改正大綱では家庭内の資産移転に税を課さない点が格差の固定化に繋がっていると問題視され、制度の終了や縮減が示唆されました。

教育資金の一括贈与の特例は30歳未満の子や孫の教育資金に充てるための贈与について受け取る側1人当たり**最大1500万円**まで贈与税を非課税とする制度で、相続財産を圧縮可能なことから富裕層の節税対策として利用されてきました。信託協会の調べによると、平成25年の制度開始から令和3年9月までの累計利用件数は24万6691件、総額は1兆8306億円に上っています。

ただ、令和4年度の税制改正大綱を見る限り、期限である令和5年3月末で延長されることなく終了される可能性が高いと考えられます。大綱では「格差の固定化防止等の観点を踏まえ、不断の見直しを行っていく必要がある」と明記されています。

TKCモニタリング情報サービス

個人事業者も利用可能になりました！

TKCモニタリング情報サービスとは決算書、月次試算表などの財務情報を金融機関に開示する**無償のクラウドサービス**です。利用している法人のお客様は多くいらっしゃいます。

今までは法人のみしか利用できませんでしたが、令和3年分の申告から個人の確定申告も当サービスが利用できるようになりました。

TKCモニタリング情報サービスを利用することで以下のメリットがあります。

- ・信頼性の高い決算書等をタイムリーに提供でき、金融機関からの信頼性の向上と関係強化につながる。
 - ・決算書等を金融機関に持参する時間が省略できる。
- ご興味のある方は是非監査担当者までお声掛けください。

